

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380136

研究課題名(和文) 米国連邦倒産法の制定過程の総合的分析 再建型手続統合のプロセスをめぐって

研究課題名(英文) Research of the Enactment Process in U.S. Bankruptcy Law

研究代表者

加藤 哲夫 (Kato, Tetsuo)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90063809

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題を通じて、アメリカ合衆国における1978年連邦倒産法制定に至るまでの立法過程をめぐる研究について、アメリカの1978年連邦倒産法に至る立法過程を考察した。この研究課題では特に、1930年代の連邦議会に提出された報告書の解題・分析を中心に、程におけるさまざまな提言の分析を行った。その成果として、論文「DONOVAN報告書にみる破産手続改革の萌芽 米国連邦倒産法の立法過程に関する考察[1]」比較法学50巻3号41頁～73頁(早稲田大学比較法研究所・平成29年3月)をはじめとする諸論文を公表するとともに、1930年代を中心とした連邦倒産法に関する文献・資料を蒐集した。

研究成果の概要(英文)： I tried to analyze and examine the enactment process of the Federal Bankruptcy Act of 1898 by this support of this research fund. I used any congressional reports of U. S. Bankruptcy Law to do my research, and analyzed these materials and books. As a result of my research, I released 'The Beginnings to Reforms of the Bankruptcy Act of 1898 Argued in 'DONOVAN Report' in 1931 - As a Part for Research of the Enactment Process in U.S. Bankruptcy Law [1]' Comparative Law(Waseda Univ. Comparative Law Research Institute) Vol. 50 No.3,41-73(2017), and 'The Evolution of 'Debtors' Remedy' concept of the Bankruptcy Act of 1898 Observed in 'MITCHEL Report' of 1932 - As a Part for Research of the Enactment Process in U.S. Bankruptcy Law [2]' Comparative Law(Waseda Univ. Comparative Law Research Institute) Vol. 52 No.1,1-37(2018). I probed into the theoretical and practical evolution from 'debtors' remedy' concept to 'debtors' relief' concept in enactment process of Bankruptcy Law in 1930's.

研究分野：民事法

キーワード：米国連邦倒産法 破産手続 債務者の更生 破産免責 債務整理 賃金生活者 会社更生 債務者の救済

1. 研究開始当初の背景

日本の現行破産法及び民事再生法が制定された過程で、アメリカ合衆国1898年旧連邦倒産法及び1978年連邦倒産法が多く斟酌されたとともに主要な面でその影響を受けた点がみられる。また、日本の現行会社更生法の前身である昭和27年に制定された旧会社更生法は、より直接的にアメリカ合衆国1898年旧連邦倒産法第X章を導入したものとされる。このような経緯から、アメリカ合衆国の1898年旧連邦倒産法から1978年連邦倒産法に至るまでの立法過程を考察することにより、日本法の今後のさらなる立法改正に資するものと考えたところである。

2. 研究の目的

アメリカ合衆国の現行1978年連邦倒産法では、その前身である1898年旧連邦破産法に存在していた第X章・会社更生手続と第XI章・債務整理手続の両手続が統合されて、新たに更生手続(Chapter 11)が設けられた。この間の立法過程は、連邦議会及び連邦裁判所の1898年旧連邦破産法下における会社更生手続・債務整理手続の相互関係をめぐる法案審理や判例及び実務の調査を経ている。本研究課題の目的は、この立法過程における連邦議会及び連邦裁判所などの議論の分析に焦点を当て、これら手続の統合に至った立法の経緯を明らかにするところにある。

3. 研究の方法

(1) 本研究課題を遂行するにあたって、まずもって、Harold Remington, A Treatise on the Elements of Bankruptcy Law (Students' Remington on Bankruptcy) (Michie Company, 1911)、Frank B. Gilbert, Gilbert's Collier on Bankruptcy 3d ed.; A treatise on the Law and Practice in Bankruptcy under the National Bankruptcy Act of 1898 (Matthew Bender & Company, 1934)、

Jacob I. Weinstein, Esq., Bankruptcy Law of 1938: Chandler Act (Nat'l Association of Credit Men, NY, 1938)等の1900年代初期に公刊された連邦倒産法改正に関する貴重な文献・資料、さらにその後の1978年連邦倒産法に至るまでの文献・資料の蒐集を行った。

(2) これらの蒐集した文献を精査・解読することを通じて、4の研究成果に係る論文の作製を行った。また、6(4)に明記した研究協力者の協力を得て、蒐集した文献、及び、研究室所蔵の文献・資料の約300件のデータベースを作製した。現在、このDBを公表す

るべく検討している。

(3) 資料蒐集のために、平成29年3月に、アメリカのウィスコンシン州立大学法律図書館に出張し、1898年旧連邦倒産法の改正動向に関する貴重な資料を得た。1930年代の同大学LS研究科長であったLloyd K.

Garrison が、1931年に連邦議会に提出された1898年旧連邦倒産法の運用実態を調査した「DONOVAN報告書」における分析責任者であったことによる。また、平成30年2月に、アメリカ倒産法研究の関係資料が充実している京都大学法学部図書室に出張し、本研究課題による研究を補完するための文献の調査・蒐集を行ない、1900年代初期のアメリカのレシバリーシップの文献・資料を蒐集した。

(4) 1978年連邦倒産法に至るまでの立法過程の研究を補完するために、現行の連邦倒産手続規則の逐条の試訳を、6(4)に明記した研究協力等の協力を得て、実施した。

4. 研究成果

(1) アメリカ合衆国連邦議会司法委員会報告書'Administration Of Bankrupt Estates'(1931年)(いわゆるDONOVAN報告書)の検討を平成27年度に開始し、アメリカの1929年の大恐慌前における同報告書にみられる1898年旧連邦倒産法の改正提案の分析を行った。

同報告書及び蒐集した文献を検討・分析した成果として、下記の5[雑誌論文]を公表した。この論文では、1898年旧連邦倒産法に至って「債務者の更生」理念を支える破産免責制度が定着しものの、なお債権者支配の徹底(債権者による管財人の選任過程の透明化、管財人の資格要件の審査等)と破産者の更生との理念的相克がこの報告書ではじめて示されていることを明らかにした。このことにより、アメリカの倒産法では一貫していると日本では考えられてきた「債務者の更生」理念の背後にある債権者による手続支配の視点からの倒産法の運用に対する冷静な評価が1930年代に存在していたことを、上記論文で明らかにした。

(2) 上記のDONOVAN報告書の解題・分析と併行して、1932年に米国連邦議会司法委員会報告書として公刊された'William D. Mitchell, Strengthening of Procedure in the Judicial System, 72d Cong. 1st Session, Doc. No. 65(1932)'(いわゆるMITCHELL報告書)の解題・分析を行った。

DONOVAN報告書が1929年の大恐慌前における1898年旧連邦倒産法の運用実態からの立法提言であったのに対して、このMITCHELL報告書は、大恐慌の影響が生じ始めたその後の1898年旧連邦倒産法の運用実態をも踏まえた調査報告書である。この点で、MITCHELL報告書は大恐慌後の当時のアメリカ社会・経済の状況をより直截に反映した調査内容になっている。このことから、MITCHELL報告書をDONOVAN報告書との対比で重要な資料と位置づけ、解題・分析の対象とした。

その成果は、下記の**5 [雑誌論文]**として公刊される予定である(平成30年5月に校正は完了し、現在印刷中である)。

この論文では、**5 [雑誌論文]**の成果を踏まえて、アメリカの大恐慌後である1930年代の旧連邦倒産法の立法過程では「債務者の更生」理念から「債務者救済」理念への進化・すなわち、経済的に破綻した賃金生活者の倒産処理の手法として、将来の収入からの弁済を実現する新たな債務整理の方式がMITCHELL報告書で具体的に提言されていることを明らかにした。さらに**5 [雑誌論文]**では、MITCHELL報告書において事業会社の救済のための会社更生手続の創設提案がみられることを明らかにした。これらの成果を通じて、1898年旧連邦倒産法では、1929年の大恐慌を契機に、「債務者の更生」から「債務者救済」の理念への進化が図られたことを解明した。

(3) 1898年旧連邦破産法に1938年改正で登場した第 章・会社更生手続と従来から存在した第 XI 章・債務整理手続が統合されて、新たに更生手続(Chapter 11)が1978年連邦倒産法に設けられた立法過程を考察する上で、手続開始前の債務者(Debtor)と手続開始後の債務者(Debtor in Possession ;DIP.日本法にいう再生債務者)の位置づけは、日米問わず古くから問題とされてきた課題である。本研究課題では、この点の問題意識をも設定し、検討を行ってきた。

その成果は、**5 [雑誌論文]**として公表した。この論文では、1898年旧連邦破産法及び1978年連邦倒産法におけるDIPと日本の民事再生法の再生債務者の手続上の位置づけを比較検討するとともに、これを踏まえて日本における再生債務者の公平誠実義務(民事再生法第38条2項)を介した再生債務者の手続上の位置づけの分析を試みた。さらに、上記論文の続稿として、**5 [図書]論文**を公表した。

これらの一連の研究では、1978年連邦倒産法第11章・更生手続に至るDIP概念の生成過程と日米比較によるDIP・再生債務者の責任を分析したことにより、アメリカの1978年連邦倒産法に至る立法過程にみられたDIPの概念を支柱とした立法政策を明らかにした。その上で、連邦倒産法の影響を強く受けた日本の「再生債務者」の「公平誠実義務」の本質まで立ち至り、DIPと再生債務者の近似性・異別性を明らかにした点は、この分野における研究の嚆矢といえるのではないかと考えている。

(4) 本研究課題の一環として、大学院における授業を通じて、アメリカ合衆国連邦倒産手続規則の試訳を行ってきた。これら試訳は、連邦倒産手続規則の日本での最初の本格的な業績になっている。この作業により、1978年連邦倒産法を連邦倒産手続規則から俯瞰してその構造を明らかにしたとともに、手続規則の規定の由来から遡って1898年旧連邦倒産法から1978年連邦倒産法に至る立法過程の研究が可能になっている。

その成果は、**5 [雑誌論文]**、**~**、**~**として継続的に公刊されている。さらに、全条文の試訳の完成を目指して、試訳作業を継続して行っている。本研究課題は、この試訳作業の端緒になったとともに、これら連邦倒産手続規則の詳細な試訳を基盤として連邦倒産法全体の手続構造が多面的に解明されつつあるといえる。あわせて、これらの試訳作業は、大学院における若手・院生に研究業績の機会を提供してきており、同手続規則の残部分の試訳が完了した段階で、その全体を早稲田大学比較法研究所叢書として刊行する準備を行う予定にしている。

5 . 主な発表論文等 **[雑誌論文](計12件)**

加藤哲夫・山本研・棚橋洋平(以上、監訳代表)・中本香織・中山義丸・崔廷任・蘇迪・高田明・向山純子・我妻純子(以上、監訳・試訳)「『アメリカ合衆国連邦倒産手続規則』試訳[9]」比較法学52巻1号173頁~184頁(早稲田大学比較法研究所・平成30年6月刊行予定・現在印刷中)

加藤哲夫、論文「1932年MITCHELL報告書にみる『債務者の更生』理念の進化 - 米国連邦倒産法の立法過程に関する考察[2]として」比較法学52巻1号1頁~37頁(早稲田大学比較法研究所・平成30年6月刊行予定・現在印刷中)、査読無

加藤哲夫・山本研・棚橋洋平(以上、監訳代表)・中本香織・中山義丸・崔廷任・蘇迪・高

田明・向山純子・我妻純子(以上、監訳・試訳)
『『アメリカ合衆国連邦倒産手続規則』試訳
[8]』比較法学51巻3号147頁～159
頁(早稲田大学比較法研究所・平成30年3
月)、査読無
(オープンアクセスは、上記研究所で現在編集
中)

加藤哲夫・山本研・棚橋洋平(以上、監訳代
表)・中本香織・中山義丸・崔廷任・蘇迪・高
田明・向山純子・我妻純子(以上、監訳・試訳)
『『アメリカ合衆国連邦倒産手続規則』試訳
[7]』比較法学51巻2号363頁～381
頁(早稲田大学比較法研究所・平成29年12
月)、査読無

<http://hdl.handle.net/2065/00056378>

加藤哲夫・山本研・棚橋洋平(以上、監訳代
表)・中本香織・中山義丸・崔廷任・蘇迪・高
田明・向山純子・我妻純子(以上、監訳・試訳)
『『アメリカ合衆国連邦倒産手続規則』試訳
[6]』比較法学51巻1号141頁～155
頁(早稲田大学比較法研究所・平成29年6
月)

<http://hdl.handle.net/2065/00054137>

加藤哲夫・山本研・棚橋洋平(以上、監訳代
表)・中本香織・中山義丸・崔廷任・蘇迪・高
田明・向山純子・我妻純子(以上、監訳・試訳)
『『アメリカ合衆国連邦倒産手続規則』試訳
[5]』比較法学50巻3号133頁～151
頁(早稲田大学比較法研究所・平成29年3
月)

<http://hdl.handle.net/2065/00051995>

加藤哲夫、論文「1931年 DONOVAN 報告
書にみる破産手続改革の萌芽 米国連邦倒産
法の立法過程に関する考察[1]」、比較法学
50巻3号41頁～73頁(早稲田大学比較
法研究所・平成29年3月)、査読無、

<http://hdl.handle.net/2065/00051989>

加藤哲夫(監訳)・棚橋洋平・中山義丸・向
山純子・高田明(以上、訳)『『アメリカ合衆国
連邦倒産手続規則』試訳[4]』比較法学50
巻2号187頁～210頁(早稲田大学比較
法研究所・平成28年12月)、査読無

<http://hdl.handle.net/2065/51681>

加藤哲夫(監訳)・棚橋洋平・中山義丸・向
山純子・高田明(以上、訳)『『アメリカ合衆国
連邦倒産手続規則』試訳[3]』比較法学50
巻1号211頁～233頁(早稲田大学比較
法研究所・平成28年6月)、査読無

<http://hdl.handle.net/2065/48729>

加藤哲夫(監訳)・棚橋洋平・中山義丸・向
山純子・高田明(以上、訳)『『アメリカ合衆国
連邦倒産手続規則』試訳[2]』比較法学49
巻3号211頁～226頁(早稲田大学比較
法研究所・平成28年3月)、査読無

<https://www.waseda.jp/foiaw/icl/assets/uploads/2016/03/197a841119ab5add85fe9d2822b6a080.pdf>

加藤哲夫(監訳)・棚橋洋平・中山義丸・向
山純子・高田明(以上、訳)『『アメリカ合衆国
連邦倒産手続規則』試訳[1]』比較法学49巻
2号311頁～333頁(早稲田大学比較法
研究所・平成27年12月)、査読無

<https://www.waseda.jp/foiaw/icl/assets/uploads/2016/01/6f64c31ffb58f9ad6d8302d6aba8e51a.pdf>

加藤哲夫、論文「日米における『再生債務
者・DIP』論の一断面 - 公平誠実義務と信託義
務をめぐる理論状況」(日本民事訴訟法学会・
民事訴訟雑誌61号1頁～25頁・平成27年3
月)、査読無

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計1件)

加藤哲夫、論文「株式会社である再生債務
者の公平誠実義務・再論 - 事業再生過程にお
ける取締役の業務執行との関わりをめぐる」
弘文堂/上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代
民事手続の法理』、551頁～565頁・平成29
年4月)、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 哲夫 (KATO Tetsuo)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号:

90063809

(2) 研究分担者

研究者番号:

(3) 連携研究者

研究者番号:

(4) 研究協力者

棚橋洋平 (TANAHASHI Yohei)

中山義丸 (NAKAYAMA Yosimaru)

崔 廷任 (Choi Jeongim)